

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

枝幸町の人口は、1960年（昭和35年）の18,541人をピークに減少を続け、2015年（平成27年）には8,568人となりピーク時から約10,000人程度、減少している。

年齢3区分別人口の推移においても、ピーク時から生産年齢人口は56.2%減少し、年少人口も84.9%減少している中で、老年人口は約3.6倍にまで増加し、急速に少子高齢化が進んでいる。

枝幸町の産業は豊かな水産資源を有したオホーツク海に面し、サケ、ホタテ、毛ガニなどを中心とした水産業や良質な牛乳を生産する酪農業が基幹産業であり、産業の構成割合について就業者数別では、農林漁業が約25%、次いで製造業約16%、卸売・小売業が約11%、建設業が約10%と続いている。

枝幸町内の企業の現況については、中小企業者や小規模事業者の割合が非常に高く、人口減を起因とした従事者の人手不足、更には地元消費量の低迷等といった課題に直面している。

この状況を改善するため、町内各水産加工業者においては、ホタテ貝を中心とした水産加工品のアメリカや中国、EU諸国への海外輸出を展開し始めており、更には、港湾や漁港事業において、平成30年度より水産物の高品質化による消費拡大や輸出増大を図るための「屋根付き岸壁」の整備が開始されている。

また、水産加工業を始めとする食品製造業においては、今後のハサップ義務化が見込まれており、これに対応した設備投資を促し、町内の中小企業等で生産される製品の品質化や付加価値向上による町外への販路拡大・海外輸出の増大により、地域経済の活性化を図っていく必要がある。

そのためにも生産性向上に資する設備投資を推進し、事業基盤を構築するとともに、後継者への事業承継が確実になされる環境を整備する必要がある。

(2) 目標

町内の中小企業において就業者の減少や高齢化が進む中で各産業の付加価値向上を図るためには、作業効率や生産効率の高い設備等の導入を支援し、業務の効率化と労働生産性の向上が必要である。具体的には、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に8件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする先端設備等の種類は、町内すべての中小企業者の広範な設備導入を促進し、生産効率等の向上を図ることが必要であることから、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

枝幸町内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、枝幸町全域とする。

(2) 対象業種・事業

枝幸町内の中小企業は、業種を問わず生産性向上を実現する必要があるため、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。また、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

更に、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。